

中国の国歌法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 中華人民共和国国歌と国歌法制

- 1 国歌成立の経緯
- 2 国歌関連法規

II 中華人民共和国国歌法

- 1 制定経緯
- 2 法律の概要
- 3 国旗法・国章法との比較

おわりに

翻訳：中華人民共和国国歌法

はじめに

2017年9月1日、国歌演奏に関する規則や国民の義務等について定める中華人民共和国国歌法⁽¹⁾（以下「国歌法」という。）が制定され、同年10月1日から施行された。10月1日は、中国の国慶節、すなわち建国記念日である。

中国の国旗、国歌、国章は、いずれも憲法⁽²⁾で規定されている。このうち、国旗と国章については、1954年9月20日の憲法制定当初から憲法に規定が置かれ、その使用規則等について定める国旗法（1990年10月1日施行）⁽³⁾、国章法（1991年10月1日施行）⁽⁴⁾も制定されている。それに対して、国歌は2004年3月14日の憲法改正において初めて憲法上に規定が設けられ、今回の国歌法制定に至った。

本稿では、中国における国歌成立と法制化の経緯、国歌法の概要及び国旗法・国章法との比較等について略述し、国歌法の全文を訳出する。

I 中華人民共和国国歌と国歌法制

1 国歌成立の経緯

中国の国歌は、『義勇軍行進曲』である。『義勇軍行進曲』は、抗日に立ち上がる青年た

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年2月5日である。

(1) 「中華人民共和国国歌法」中国人大網〈<http://www.npc.gov.cn/npc/fujian/site1/20170901/1078d2c86a3d1b138cce01.pdf>〉

(2) 「中華人民共和国憲法」（2004.3.14最終改正）同上〈http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/node_505.htm〉

(3) 「中華人民共和国国旗法」（1990.6.28制定、2009.8.27最終改正）中国政府法制信息网〈<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=333019&Query=%E5%9B%BD%E6%97%97%E6%B3%95&IsExact=&PageIndex=1>〉

(4) 「中華人民共和国国徽法」（1991.3.2制定、2009.8.27最終改正）同上〈<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=333511&Query=%E5%9B%BD%E5%BE%BD%E6%B3%95&IsExact=&PageIndex=1>〉

ちを描いた 1935 年の中国映画『風雲児女』の主題歌として作曲された⁽⁵⁾。田漢作詞、聶耳作曲のこの曲は、力強い歌詞と勇壮な旋律で中国の人々の心を捉え、抗日救国、民族解放の象徴的な歌として国内で広く歌われたほか、米国を始め世界各国にも広まった。

1949 年、中華人民共和国の建国を前に、国歌を制定するため公募が行われたが、決定には至らなかった。そのため、国歌が正式に制定されるまで暫定的に『義勇軍行進曲』を国歌とすることが、同年 10 月 1 日の建国の日の直前、9 月 27 日に中国人民政治協商会議⁽⁶⁾ 第 1 回全体会議において決定された⁽⁷⁾。

その後、1966 年から始まった文化大革命で田漢が批判を受けたため、『義勇軍行進曲』は国歌として用いられなくなった。文化大革命終結後の 1978 年には、第 5 期全国人民代表大会（全人代）第 1 回会議において、歌詞を変更した上で『義勇軍行進曲』を国歌と定めることが決定された⁽⁸⁾。しかし、歌詞変更に対しては異論も多く、1982 年の同第 5 回会議において、元の歌詞の『義勇軍行進曲』を国歌とするとの決議が採択された⁽⁹⁾。以後 22 年を経て、2004 年 3 月 14 日の憲法改正により、『義勇軍行進曲』を中国の国歌とすることが憲法に初めて規定された。

2 国歌関連法規

(1) 憲法

中国の現行憲法第 136 条第 2 項は、「中華人民共和国の国歌は、『義勇軍行進曲』とする。」と規定している。なお、第 136 条第 1 項は国旗、第 137 条は国章に関する規定である（表 1 参照）。

表 1 中華人民共和国憲法における国旗・国歌・国章規定

	関係条文	制定期日	規定内容
国旗	第 136 条第 1 項	1954.9.20	中華人民共和国の国旗は、五星紅旗とする。
国歌	第 136 条第 2 項	2004.3.14	中華人民共和国の国歌は、『義勇軍行進曲』とする。
国章	第 137 条	1954.9.20	中華人民共和国の国章は、中央を五星に照り映える天安門とし、周囲に穀物の穂と齒車を配する。

(出典) 中華人民共和国憲法を基に筆者作成。

(2) 現行法の主な国歌関連規定

現行法には、国歌の使用について、国旗、国章等と一括して遵守事項を定めた次のような規定がある。

・ 広告法⁽¹⁰⁾（第 9 条第 1 号）

広告において、中華人民共和国の国旗、国歌、国章、軍旗、軍歌及び軍章を使用又は

(5) 『義勇軍行進曲』と中国国歌の成立について詳しくは、次の文献を参照。岡崎雄兒「中華人民共和国国歌の成立過程研究」『東北公益文科大学総合研究論集』通号6, 2003, pp.161-184. <<http://www2.lib.yamagata-u.ac.jp/you-campus/koeki/kiyou-koeki/6/6-p161-184.pdf>>; 顧育豹「共和国《国歌》历经曲折六十年」『观察与思考』2009年19期, 2009.10.1, pp.38-41.

(6) 中国の各党派・団体等から成る統一戦線組織。

(7) 「关于中华人民共和国国都、纪年、国歌、国旗的决议」(1949.9.27) 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/10/content_4235.htm>

(8) 「中华人民共和国第五届全国人民代表大会第一次会议关于中华人民共和国国歌的决定」(1978.3.5) 『人民日报』1978.3.6.

(9) 「第五届全国人民代表大会第五次会议关于中华人民共和国国歌的决议」(1982.12.4) 中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1982-12/04/content_1478470.htm>

(10) 「中华人民共和国广告法」(1994.10.27制定、2015.4.24最終改正) 中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2015/4/25/art_11_88231.html>

形を変えて使用することがあってはならない。

・商標法⁽¹¹⁾（第10条第1号）

中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌及び勳章と同一又は類似したもの、並びに中央国家機関の名称、標章、所在地の特定地名又は標識となる建物の名称若しくは形と同一であるものを商標として使用してはならない。

(3) 通達類

『義勇軍行進曲』は長年にわたり国民に親しまれてきた曲であるが、国歌として演奏するに当たっての儀礼等については、十分な規範が整備されていなかった。そのような状況を改善するため、2014年12月、中国共産党中央及び政府は「国歌演奏儀礼の規範に関する実施意見」⁽¹²⁾を策定し、各地方、各政府機関に対し国歌演奏に当たってこれを遵守するよう求めた。その概要は次頁の表2のとおりである。

II 中華人民共和国国歌法

1 制定経緯

中国において、国旗法は1990年に、国章法は1991年に、それぞれ制定されている。しかし、国旗や国章と異なり、国歌に関する規定が当時の憲法にまだなかったこともあり、同時期に国歌法の制定は行われなかった。

その後、2004年に国歌が憲法に規定されると、各界で国歌法の制定に関する議論が活発化し、全人代代表や全国政治協商会議委員からも多くの法案・提案等が提出されるようになった。前章で紹介した「国歌演奏儀礼の規範に関する実施意見」の策定以降、その機運は一層高まった。

2017年に入ると、習近平総書記の指示を受け、全人代常務委員会が国歌法制定を2017年立法計画の正式項目と定め、法制定に向けた作業を加速させた。年初から法案策定に着手した全人代法制工作委员会は、関係政府機関、全人代代表、全国政治協商会議委員、有識者、著名音楽家等の意見を広く聴取し、中国人民解放軍軍楽団、天安門国旗護衛隊等の実地調査も行った上で法案を取りまとめた。

法案の内容は、国歌の位置付け、国歌演奏の形式と儀礼、国歌の標準楽譜と公定録音、国歌に係る教育・広報、管理監督、法的責任等から成る。「国歌演奏儀礼の規範に関する実施意見」の内容を基本とし、義務規定を拡大することにより法的規制の強化が図られている。

国歌法案は、2017年6月、第12期全人代常務委員会第28回会議に提出され、第1回審議が行われた。その後、6月28日から1か月間、意見公募が実施された。法案は、その結果も踏まえ、規定内容の拡充や修正等が施された上で、8月の同第29回会議において再度審議され、9月1日に可決、成立した（2017年10月1日施行）。⁽¹³⁾

(11) 「中華人民共和国商標法」（1982.8.23制定、2013.8.30最終改正）同上（http://www.chinalaw.gov.cn/art/2013/9/5/art_11_88215.html）

(12) 「中共中央办公厅、国务院办公厅印发《关于规范国歌奏唱礼仪的实施意见》」『人民网』2014.12.13.（<http://politics.people.com.cn/n/2014/1213/c1001-26200064.html>）

(13) 国歌法の制定経緯について詳しくは、「国歌法立法（2017年6月-8月）」中国人大網（http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/node_32814.htm）を参照。

表2 「国歌演奏儀礼の規範に関する実施意見」の概要

前文	
<ul style="list-style-type: none"> ・国歌は、国の象徴であり標識である。 ・憲法で『義勇軍行進曲』を国歌と定めている。 ・国歌は、中国共産党の指導による民族独立、人民解放、国家発展のための全ての奮闘の結晶であり、人民の勇猛果敢な前進を鼓舞する力強い旋律であり、愛国主義教育の生きた教材である。 	
1 国歌演奏の可否	
(1) 国歌演奏が可とされる場面	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な祝賀行事又は政治的大会の開会時 ・公式外交又は重要な国際的会合の開会時 ・国旗掲揚式 ・重要なスポーツ大会の開会時又は国内スポーツ選手が国際競技で優勝したとき ・祖国の尊厳維持のための奮闘の場面 ・重要な公益目的の文化公演の開会時 等
(2) 国歌演奏が不可とされる場面	<ul style="list-style-type: none"> ・私人の冠婚葬祭 ・ダンスパーティー、懇親会等の娯楽活動 ・商業活動 ・非政治的な祝祭活動 等
2 国歌演奏儀礼	
(1) 一般的義務	<ul style="list-style-type: none"> ・厳粛さにふさわしい服装と態度で起立して演奏 ・適切な速度で言語明瞭に一曲通して演奏し、旋律・歌詞等の改変や演奏の中断は禁止 ・演奏中の掛け声、手拍子、通話、その他無関係な行為は禁止 ・他の曲との連続演奏は禁止
(2) 外交活動	上記一般的義務に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・服装は外交儀礼に準拠 ・国賓接遇行事又は国際的会合においては、関係国国歌又は国際組織歌の連続演奏が可能
(3) スポーツ競技会	上記一般的義務に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・国歌演奏前に全員が起立 ・競技中に国歌演奏があったときは、競技規則に違反しない限り、審判の指示に従い競技を中断
(4) 学校活動	上記一般的義務に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・少年先鋒隊員（注）は、隊礼を実施
3 教育・広報	
(1) 国歌の内容の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育において、国歌の歌詞及び楽譜に関する教育を実施 ・マスメディア等を通じて国歌の内容に関する広報を強化
(2) 国歌演奏儀礼に関する知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な方法により国歌演奏儀礼に関する知識の普及を推進
(3) 国歌演奏儀礼の違反行為に対する監督の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地方各級人民政府は、当該行政区域内での国歌演奏行為に対する監督管理を実施

（注）少年先鋒隊とは、中国共産主義青年団が指導する少年団組織。

（出典）「关于规范国歌奏唱礼仪的实施意见」を基に筆者作成。

2 法律の概要

全 16 か条から成る国歌法の主な内容は、次のとおりである。

(1) 立法目的と基本原則

国歌の尊厳維持、国歌の演奏・放送・使用の規範確立、国民の国家意識の増強、愛国主義精神の増進、社会主義の核心的価値観⁽¹⁴⁾の育成・実践を目的とする（第 1 条）。

全ての国民及び組織は、国歌を尊重し、国歌の尊厳を守らなければならない（第 3 条）。

(2) 国歌演奏が義務付けられる場面

全国及び地方各級の人民代表大会及び政治協商会議の開幕・閉幕、各政党等の大会、憲法宣誓式⁽¹⁵⁾、国旗掲揚式、国の重要な公式行事等では国歌を演奏しなければならない（第 4 条）。

(3) 国歌の使用が禁止される場面

商標、商業広告、私人の葬祭、公共の場所の背景音楽等において国歌を使用してはならない（第 8 条）。

(4) 国歌演奏儀礼

国歌演奏は法定の歌詞・楽譜に依拠し、厳粛な態度で臨み、国歌の尊厳を守らなければならない（第 6 条、第 7 条）。

(5) 標準楽譜・公定録音

国歌の演奏に当たっては、政府の公式ウェブサイトで公表される標準楽譜及び公定録音を使用しなければならない（第 10 条）。

(6) 教育・広報

初等中等教育において、国歌を愛国主義教育の重要な内容としなければならない（第 11 条）。また、報道機関は、国歌とその演奏儀礼に関する広報を積極的に行わなければならない（第 12 条）。

(7) 罰則

国歌の歌詞・楽譜を故意に改ざんするなど、公共の場で国歌を侮辱した者に対しては、公安機関が警告又は 15 日以下の拘留に処し、犯罪に当たる場合は刑事責任を追究する（第 15 条）。

3 国旗法・国章法との比較

国歌法の内容を国旗法及び国章法と比較したものが、次頁の表 3 である。法の構成及び規定内容は、罰則を含め基本的に同様であり、統一が図られている。その中で、教育・広報に関する規定は国旗法、国章法にはなく、国歌法に特有のものとして注目される。国家意識や愛国主義的価値観の強化を重視する習近平政権の姿勢の表れと言えるだろう。

(14) 「社会主義の核心的価値観」（中国語原文「社会主义核心价值观」）とは、「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」をいう。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会において、今後の発展の方向性を示す価値観として提起された。

(15) 国家主席、全人代常務委員長、首相、國務大臣、高級公務員等の就任に当たり行われる。2016年から導入された制度。

表3 国歌法・国旗法・国章法比較

	国歌法	国旗法	国章法
中国語題名	中华人民共和国国歌法	中华人民共和国国旗法	中华人民共和国国徽法
公布・施行期日	2017.9.1公布 2017.10.1施行	1990.6.28公布 1990.10.1施行	1991.3.2公布 1991.10.1施行
条数	16	20	15
立法目的	<p><第1条></p> <p>①国歌の尊厳維持 ②国歌の演奏・放送・使用の規範確立 ③国民の国家意識の増強 ④愛国主義精神の増進 ⑤社会主義の核心的価値観の育成及び実践</p>	<p><第1条></p> <p>①国旗の尊厳維持 ②国民の国家意識の増強 ③愛国主義精神の増進</p>	<p><第1条></p> <p>①国章の尊厳維持 ②国章の正しい使用</p>
定義	<p><第2条></p> <p>『義勇軍行進曲』</p>	<p><第2条></p> <p>五星紅旗</p>	<p><第2条></p> <p>中央が五星に照り映える天安門、周囲は穀物の穂と齒車</p>
基本原則	<p><第3条></p> <p>国歌は、国の象徴、標識。全ての国民及び組織に国歌の尊重及び尊厳維持の義務</p>	<p><第3条></p> <p>国旗は、国の象徴、標識。全ての国民及び組織に国旗の尊重及び愛護の義務</p>	<p><第3条></p> <p>国章は、国の象徴、標識。全ての組織及び国民に国章の尊重及び愛護の義務</p>
使用規則・儀礼	<p><第4条～第7条、第9条～第10条、第13条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国歌演奏が義務付けられる場面 ・国歌演奏儀礼 ・外交活動、軍隊における国歌演奏 ・標準楽譜、公定録音等について具体的に規定 	<p><第5条～第16条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国旗掲揚が義務付けられる場面 ・国旗掲揚が可能な場面 ・国旗掲揚儀礼 ・国旗掲揚式 ・外交活動、軍隊、民用船舶等における国旗掲揚等について具体的に規定 	<p><第4条～第9条、第12条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国章掲揚が義務付けられる機関・場所 ・国章使用が義務付けられる公印・公文書等 ・外交活動その他における使用 ・国章の大きさ等について具体的に規定
禁止事項	<p><第6条～第8条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国歌の尊厳を損なう演奏の禁止 ・国歌を尊重しない行為の禁止 ・商標、商業広告、私人の葬祭、公共の場所の背景音楽等としての使用の禁止 	<p><第17条～第18条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損、汚損、退色又は規格に合わない国旗の掲揚禁止 ・国旗及びその図案の商標、広告、私人の葬祭における使用の禁止 	<p><第10条～第11条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標、広告、日常生活の装飾、私人の冠婚葬祭等における使用の禁止 ・破損、汚損又は規格に合わない国章の使用禁止
教育・広報	<p><第11条～第12条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初等中等教育における国歌教育の実施 ・マスメディアによる宣伝及び関連知識の普及 	規定なし	規定なし
管理監督責任	<p><第14条></p> <p>県級以上の人民政府及び関係官庁</p>	<p><第4条></p> <p>地方各級人民政府及び関係官庁等</p>	<p><第14条></p> <p>県級以上の人民政府</p>
罰則	<p><第15条></p> <p>公安機関による警告又は15日以下の拘留。犯罪となる場合は刑事責任を追究</p>	<p><第19条></p> <p>刑事責任を追究。情状が軽いときは、公安機関により15日以下の拘留</p>	<p><第13条></p> <p>刑事責任を追究。情状が軽いときは、公安機関により15日以下の拘留</p>
附属文書	「中華人民共和国国歌（五線譜版、略譜版）」	「国旗製作方法説明」（1949.9.28）	「中華人民共和国国章図案」（1950.6.28） 「中華人民共和国国章図案製作説明」（1950.9.20） 「中華人民共和国国旗国章侮辱罪の懲罰に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」（1990.6.28）

(出典) 各法律を基に筆者作成。

おわりに

国歌法制定を受けて、2017年11月、第12期全人代常務委員会第30回会議において、関連の法改正等が行われた。

1つは、国歌法の罰則規定に関連した刑法改正である。刑法第299条は、国旗法と国章法の罰則規定に対応した刑罰を定めるものであったが、これに第2項として、国歌法の罰則規定に対応した刑罰についても国旗法と国章法の場合と同様とする規定が加えられた⁽¹⁶⁾。

また、香港・マカオにおいても国歌法を適用するため、香港特別行政区基本法とマカオ特別行政区基本法において、国歌法が当該行政区で実施される全国レベルの法律のリストに追加された⁽¹⁷⁾。これに対し、特に、ブーイングなど中国国歌に対する侮辱行為が最近しばしば発生している香港では、表現の自由への影響を含め、国歌法適用への懸念や反発が生まれている⁽¹⁸⁾。

国歌法における禁止事項や罰則規定は、従来の国旗法・国章法の規定とほぼ同水準ではあるが、法の適用がどのように進められるのかが今後の焦点となろう。

(おかむら しがこ)

(16) 「中华人民共和国刑法修正案（十）」（2017.11.4可決）中国政府法制信息网〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/11/6/art_11_206588.html〉国旗、国章、国歌いずれの場合も、3年以下の有期懲役、拘留、保護観察又は政治的権利の剥奪に処することが定められている。

(17) 「全国人大常委会关于增加《中华人民共和国香港特别行政区基本法》附件三所列全国性法律的决定」（2017.11.4）中国政府法制信息网〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/11/6/art_11_206587.html〉；「全国人大常委会关于增加《中华人民共和国澳门特别行政区基本法》附件三所列全国性法律的决定」（2017.11.4）同〈http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/11/6/art_11_206586.html〉

(18) 「港府：《国歌法》盡快展開立法程序」『明報』2017.11.5；「中国国歌法、香港にも適用へ＝替え歌やブーイングに罰則も」『時事ドットコムニュース』2017.11.5。〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=2017110500313&g=int>〉；「中国、香港にも国歌法適用へ ブーイング取り締まる狙い」『朝日新聞デジタル』2017.11.4。〈<https://www.asahi.com/articles/ASKC45W11KC4UHBI00X.html>〉

中華人民共和国国歌法

中华人民共和国国歌法

(2017年9月1日第12期全国人民代表大会常務委員会第29回会議で可決、同日公布、
2017年10月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

第1条

国歌の尊厳を守り、国歌の演奏、放送及び使用に係る規範を確立し、国民の国家意識を増強し、愛国主義精神を増進させ、社会主義の核心的価値観⁽¹⁾を育成及び実践するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条

中華人民共和国国歌は、『義勇軍行進曲』とする。

第3条

中華人民共和国国歌は、中華人民共和国の象徴であり標識である。

全ての国民及び組織は、国歌を尊重し、国歌の尊厳を守らなければならない。

第4条

次の各号に掲げる場面においては、国歌を演奏しなければならない。

- (1) 全国人民代表大会会議及び地方各級人民代表大会会議の開幕及び閉幕、並びに中国人民政治協商会議⁽²⁾の全国委員会会議及び地方各級委員会会議の開幕及び閉幕
- (2) 各政党及び各人民団体の各級代表大会等
- (3) 憲法宣誓式⁽³⁾
- (4) 国旗掲揚式
- (5) 各級機関が举行又は組織する重要な祝賀式典、表彰、記念行事等
- (6) 国家公式追悼行事
- (7) 重要な外交活動
- (8) 重要なスポーツ競技会
- (9) その他国歌を演奏すべき場面

第5条

国は、国民及び組織が適切な場合に国歌を演奏し、愛国心を表現するよう呼び掛ける。

第6条

国歌の演奏は、この法律の附属文書として掲載された国歌の歌詞及び楽譜に基づかなければならず、国歌の尊厳を損なう演奏方法を用いてはならない。

第7条

国歌の演奏に際しては、その場にいる者は起立し、厳粛な態度で臨まなければならない、国歌を尊重しない行為があってはならない。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年2月5日である。

(1) 「社会主義の核心的価値観」(中国語原文「社会主义核心价值观」)とは、「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」をいう。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会において、今後の発展の方向性を示す価値観として提起された。

(2) 中国の各党派・団体等から成る統一戦線組織。

(3) 国家主席、全国人民代表大会常務委員長、首相、國務大臣、高級公務員等の就任に当たり行われる。2016年から導入された制度。

第 8 条

国歌は、商標及び商業広告に使用し、又は形を変えて使用してはならず、私人の葬祭等の不適切な場面で使用してはならず、公共の場所の背景音楽等として使用してはならない。

第 9 条

外交活動において国歌を演奏する場面及びその儀礼は、外務省が定める。

軍隊が国歌を演奏する場面及びその儀礼は、中央軍事委員会が定める。

第 10 条

この法律第 4 条に定める場面で国歌を演奏するときは、国歌標準演奏楽譜又は国歌公定録音を使用しなければならない。

外務省及び国外駐在外交機構は、外交活動における使用に供するため、関係国外交部門及び関係国際機関に国歌標準演奏楽譜及び国歌公定録音を提供しなければならない。

国務院スポーツ行政部門は、国際スポーツ競技会における使用に供するため、関係国際スポーツ組織及び競技会主催者に国歌標準演奏楽譜及び国歌公定録音を提供しなければならない。

国歌標準演奏楽譜及び国歌公定録音は、国務院の定める部門が審査・決定し、録音を行い、かつ、中国人大網⁽⁴⁾及び中国政府網⁽⁵⁾において公表する。

第 11 条

国歌は、初等中等教育に組み込む。

小中学校及び高等学校は、国歌を愛国主義教育の重要な内容とし、生徒に国歌の歌唱を学ばせ、国歌の歴史及びその精神を理解するよう教育し、国歌演奏における儀礼を守らせなければならない。

第 12 条

報道機関は、国歌に係る広報を積極的に展開し、国歌の演奏儀礼に関する知識を普及させなければならない。

第 13 条

国慶節、メーデー等の重要な国家法定祝日及び記念日においては、中央及び省・自治区・直轄市のラジオ・テレビ放送局は、国務院ラジオ・テレビ主管部門⁽⁶⁾の定める時刻に従い、国歌を放送しなければならない。

第 14 条

県級以上の各級人民政府及び当該関係部門は、それぞれの職責の範囲内において、国歌の演奏、放送及び使用に対し監督・管理を行う。

第 15 条

公共の場において、国歌の歌詞及び楽譜を故意に改ざんし、国歌を歪曲し、及び誹謗する形で演奏し、又はその他の方法で国歌を侮辱した者は、公安機関が警告又は 15 日以下の拘留に処する。犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第 16 条

この法律は、2017 年 10 月 1 日から施行する。

(4) 全国人民代表大会の公式ウェブサイト。〈<http://www.npc.gov.cn/>〉

(5) 中央政府の公式ウェブサイト。〈<http://www.gov.cn/>〉

(6) 国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局を指す。

附属文書：中華人民共和国国歌（五線譜版、略譜版）（略）

出典

・「中华人民共和国国歌法」中国人大网〈<http://www.npc.gov.cn/npc/fujian/site1/20170901/1078d2c86a3d1b138cce01.pdf>〉

（おかむら しがこ）